

大規模小売店舗の届出に係る事前協議

法に基づく届出をする場合には、事前に静岡県経済局商工部商業労政課と協議を行ってください。

次の届出の場合には47ページに掲げる計画概要書の提出をお願いします。計画概要書を提出することにより、事前審査が行われるため、届出後の手続を円滑に進めることができます。届出前にこの協議の期間が必要となりますので、十分に余裕を持って準備をしてください。

- ・ 法第5条第1項の届出
- ・ 法第6条第2項の届出
- ・ 法附則第5条第1項の届出

1 事前協議

この計画概要書による事前協議は「静岡県大規模小売店舗立地法運用要綱」に基づいて行うもので、以下のとおり手続の円滑化が図られますので御協力をお願いします。

- (1) 法に基づく届出書を市が受理すると、その概要を公告し届出書類は縦覧に供します。このため、届出済の内容を変更する場合には、新たに変更届の提出が必要となり、手続終了までの期間が延長されることとなります。
- (2) このような届出後の変更を回避するには、事前に関係機関の助言や指導を受け、他法令等の規制内容との整合を図った上で届出書等を作成することが必要です。このため、届出前に計画概要書による事前協議を行った後に届出書を作成することで、事務手続の手戻りを無くし、届出から開店（変更）までの期間を短縮することができます。
- (3) 法第6条第4項ただし書に定める軽微な変更の認定を受けようとする届出者は、計画概要書の提出時に併せて協議をしてください。

○計画概要書とは

大規模小売店舗の設置者が配慮すべき事項は国が「指針」として定めており、設置者は届出店舗についてどのような配慮を行うかを明らかにすることが必要とされています。届出を受理した市は、主としてこの点を審査することとなります。

大店立地法施行規則で定められた事項及びその他「指針」に基づく配慮事項の内容をまとめたものが計画概要書の様式です。

2 手続の流れ

- (1) 計画概要書は47ページの様式により、商業労政課及び関係課の助言・指導を受けて作成してください。

届出条項による記載範囲

| 届出条項 | 記載範囲 |
|------------------|---|
| 第5条第1項（新設） | 「計画概要書」様式の全項目 |
| 第6条第2項（変更） | 「計画概要書」様式のうち当該届出に係る項目及び変更事項を実施するに当たり、その影響を考慮する必要がある項目 |
| 附則第5条第1項（既存店の変更） | 「計画概要書」様式のうち当該届出に係る項目（第5条第1項の届出に準ずる） |

- (2) 提出部数は、内容に応じて市が指示します。
- (3) 市は、計画概要書の内容について庁内関係部署（静岡市大規模小売店舗立地法連絡会）から提出された助言等を取りまとめ、届出者に交付します。
- (4) 市からの助言に対応してどのような修正（追加記載）を行ったかを記載した書面作成し、提出してください。
- (5) 市からの助言等を踏まえ、内容の修正や書類の追加・差替えを行い、届出書を作成してください（計画概要書の表紙の一部を修正すれば、そのまま届出書類として利用できます。）。

3 提出先

静岡市経済局商工部商業労政課

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号

TEL : 054-354-2304 FAX : 054-354-2132

○指針の関係課一覧

| 指針の主な項目 | 主な関係課 | 電話番号 |
|--|---|--|
| 駐車場・駐輪場の確保、構造等 荷さばき施設の整備等 経路の設定等 | 市民生活課 交通政策課 道路計画課 道路保全課 道路整備第1課（葵区） 道路整備第2課（駿河区） 道路整備第3課（清水区） 県警・交通規制課 | 054-221-1058 054-221-1059 054-221-1239 054-221-1129 054-221-1486 054-221-1734 0543-54-2012 054-271-0110 |
| 歩行者の通行の利便の確保等 | 市民生活課 交通政策課 | 054-221-1058 054-221-1059 |
| 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮 | 廃棄物政策課 | 054-221-1264 |
| 防災対策への協力 | 防災指導課 | 054-221-1241 |
| 騒音の発生に関する事項 | 環境保全課 | 054-221-1359 |
| 廃棄物に係る事項等 | 廃棄物政策課 産業廃棄物対策課 | 054-221-1264 054-221-1363 |
| 街並みづくり等への配慮 その他各種公的計画、施策等 | 商業労政課 都市計画課 開発指導課 | 054-354-2304 054-221-1406 054-221-1118 |

○その他、大型店の開発、建築等に関する協議の主な関係課一覧

| 協議内容 | 主な関係法令等 | 関係課 | 電話番号 |
|---|---|------------------------------------|--|
| 「静岡市総合計画・国土利用計画」等に係る大規模開発 | 静岡市総合計画 国土利用計画法 | 企画調整課 | 054-221-1020 |
| 住居表示に関する事項 | 住居表示に関する法律 | 区政課 | 054-221-1052 |
| 交通安全に関する事項 | | 市民生活課 | 054-221-1058 |
| 振動、悪臭等の環境関連法令、静岡県生活環境保全条例等に関する事項 | 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法等の環境関連法令、静岡県生活環境の保全等に関する条例、静岡県地下水の採取に関する条例 | 環境保全課 | 054-221-1359 |
| 一般廃棄物の処理、浄化槽の設置に関する事項 | 静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例、廃掃法、浄化槽法 | 廃棄物政策課 | 054-221-1264 |
| 産業廃棄物の処理に関する事項 | 静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例、廃掃法 | 産業廃棄物対策課 | 054-221-1363 |
| ゴミ置場、収集運搬に関する事項 | | 収集業務課 | 054-221-1365 |
| 経済に係る政策の企画及び調整に関する事項 | 静岡市産業振興プラン | 産業政策課 | 054-354-2185 |
| 商業、商店街の振興に関する事項 中心市街地活性化に関すること | 静岡市商業振興ビジョン、中心市街地活性化基本計画 | 商業労政課 | 054-354-2306 |
| 都市計画決定に関する事項 都市景観条例、屋外広告物条例に関する事項 | 都市計画法、景観法、静岡市都市計画マスタープラン、静岡市都市景観条例、静岡市屋外広告物条例、静岡県下水道等の設置に関する指導要綱 | 都市計画課 | 054-221-1406 |
| 駐車場、駐輪場に関する事項 駐車情報、交通処理、交通アクセスに関する事項 | 駐車場法、静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例、静岡市自転車等の駐車秩序に関する条例 | 交通政策課 | 054-221-1059 |
| 都市計画法（開発許可）、国土法等に関する事項 土地利用事業に関する事項 | 都市計画法、国土利用計画法、静岡市土地利用事業の適正化に関する指導要綱 | 開発指導課 | 054-221-1118 |
| 建築基準法、県建築基準条例、バリアフリー法、中高層建築物紛争予防条例等に関する事項 | 建築基準法、県建築基準条例、バリアフリー法、中高層建築物紛争予防条例 | 建築指導課 | 054-221-1259 |
| 市街地再開発事業に関する事項 | | 市街地整備課 | 054-221-1410 |
| 道路法第32条等の協議、用地帰属等に関する事項 | 道路法、道路構造令 | 土木管理課 | 054-221-1442 |
| 道路管理者協議、道路構造に関する事項、道路法による交差点協議に関する事項 | 道路法、道路構造令 | 道路整備 第1課 第2課 第3課 道路保全課 | 054-221-1486 054-221-1734 0543-54-2012 054-221-1129 |
| 防災に関すること | 防災計画 | 防災指導課 | 054-221-1241 |
| 通学路等に関する事項 | | 学校教育課 | 054-354-2518 |

○事前協議及び大店立地法に基づく手続の流れ

